

岩手県森林審議会議事録

開催日時：令和6年12月11日（水）13：30～15：30

開催場所：エスポワールいわて 大ホール

出席者：別紙のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただいまから岩手県森林審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様にはご多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、当審議会の委員総数15名中13名の委員に御出席いただき、過半数に達しておりますことから、岩手県森林審議会運営規程第4条2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、多田 一彦委員、手塚 さや香委員におかれましては、欠席する旨の御連絡を受けております。</p> <p>続きまして、本日の審議会の公開の取り扱いについてでございます。</p> <p>会議の議事は、原則として公開することとなっておりますので、本日の議事は全て公開とさせていただきます。</p> <p>なお、質疑等に際しては、事務局がマイクをお持ちしますので、ご発言はマイクにてお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、工藤技監兼林務担当技監から挨拶を申し上げます。</p>
工藤技監兼林務担当技監	<p>岩手県森林審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、佐藤会長をはじめ、委員の皆様には、年末の御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、本県の森林・林業、木材産業の振興に、特段の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、森林資源が本格的な利用期を迎えているなか、森林の循環利用をしっかりと進めながら、水源かん養などの公益的機能が維持された健全な森林を良好な状態で次の世代へ引き継いでいくことが求められております。</p> <p>森林の有する公益的機能の適切な発揮に向けては、間伐や主伐後の再造林等を着実に行いつつ、森林資源の適切な管理と利用を進めることが必要であることから、県では、一貫作業や低密度植栽の普及による造林コストの低減を図るなど、再造林の促進に取り組むとともに、森林施業の集約化と林道等の整備を進め、路網と高性能林業機械の組み合わせによる木材生産の低コスト化の促進を進めているところであります。</p> <p>また、今年度から、新たに森林環境税の課税が開始されたことから、市町村ではこの財源を活用して、森林の整備や森林の整備を担う人材の育成など、森林の管理の適正化に係る取組を加速させていくことが求められております。</p> <p>このような中、市町村が取り組む森林経営管理制度につきましては、森林所有者への意向調査の段階から森林整備の実施に移行してきておりまして、県では、市町村に対し、取組状況に応じた支援を進めているところであります。</p>

	<p>す。</p> <p>また、本年4月には宮古市において大規模な林野火災が発生したほか、8月には台風5号などによる災害が相次いで発生したところであり、県では、被災した林地や林道などの復旧に取り組んでいるところであります。</p> <p>これから御審議いただきます地域森林計画は、森林法に基づき、県知事が地域ごとの民有林について森林整備などの基本方向を定めるものであり、市町村が樹立する市町村森林整備計画の指標となるものであります。</p> <p>本日は、計画案として、沿岸南部の「大槌・気仙川森林計画区」と、計画変更案として「久慈・閉伊川」、「北上川上流」、「北上川中流」の各森林計画区についてお諮りをいたします。</p> <p>また、併せて、森林・林業に関する情勢報告として、「いわての森林づくり県民税の第4期終了後のあり方」について、御説明をさせていただきます。限られた時間ではございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、当審議会の佐藤会長より御挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>なお、本審議会の議長は、岩手県森林審議会運営規程第4条第1項の規定により、審議会の会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>佐藤会長には、議長席に御移動の上、御挨拶を頂戴したいと存じます。佐藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
佐藤森林審議会会長	<p>皆さんお疲れ様でございます。それでは一言ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>ご案内の通りでありますけれども、当審議会の最も重要な審議事項の1つが国の森林計画制度に基づく地域森林計画の樹立、そして変更であります。</p> <p>この地域森林計画といいますか森林計画制度がですね、一般の私有林も含めて、すべての山に適用になったというのが昭和14年の森林法の改正によってでありますけれども、これはご案内の通りですけれども、戦争経済の遂行に必要な木材の資源の確保ということを目的にこういった改正がなされたわけでありまして。</p> <p>戦後はその制度の存在の意義がなくなったわけでありまして、当時、農地開放に加えて山林の開放といったような圧力もあったわけがございます。</p> <p>そういった中で国ではやはり山林を開放してしまうと、非常に管理が難しくなってしまうといったようなこともあって、山林については政府、国が監督しながら管理していく代わりに開放はしないよという、そういった趣旨で昭和26年に森林法を改正いたしまして、この制度が継続されたということになります。</p> <p>こういった経緯から、この制度では伐採の規制とか、植栽の義務といった大変厳しい制約が課せられまして、制度的にも大変煩雑なものとなったわけですけれども、結果として、実行が伴わなかったということ、それから、山林の開放の圧力が遠のいたといったことから昭和37年の森林法の改正で、この伐採の制限とか或いは植栽の義務といった規定が廃止されて、合わせて、森林計画も全国森林計画と地域森林計画の2つに整理されたということ、そういった形で現在に至っているということでもあります。</p> <p>こういったことで森林の施業、管理については森林所有者の自主性に委ねられるということになりましたし、森林計画については必要な行政指導の基</p>

	<p>本目標を示すといったような位置付けにされたということでございます。</p> <p>一方では、この森林計画に従って、自ら計画を立てて施業を実施する森林所有者には、補助制度ですとか税制上の優遇措置、これを設けて実行確保していくんだといったような形で、今日まで制度が運用されてきているといったような状況であります。</p> <p>こういったなかですけれども、この森林計画制度の主役であります森林所有者であります、皆さんご案内の通りでありますが高齢化が大変進んでおりまして、息子さんなど跡を継ぐべき人たちも山がどこにあるのかとか、どういう状況になっているのか、もっと言えばそもそも財産としての価値があるのかどうかすらわからないまま、そういった中で山を持つこと自体がお荷物でしかないといったような、そういった認識が非常に急速に進んでいるといったような状況であります。</p> <p>こういった森林所有者の山離れを防いで将来にわたって森林をしっかりと管理していくためには、やはりこれまでの制度設計これを大きく見直しながら森林所有者が安心して森林を所有し、そして管理できる環境、こういったものを早急に整備していくといったようなことが大変重要ではないかと、私、日頃から直接、森林所有者と接しているわけですが、そういった立場から強く思っているところであります。</p> <p>ということで本日も知事から意見を求められております。地域森林計画の樹立と変更の案件を中心にご審議をいただきたいと思っておりますけれども、委員の皆様には幅広く、そして活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に、次第3の報告事項になりますが、以降の進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
佐藤議長	<p>はい、それでは暫時、議長として進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、次第の「3 報告事項」でございますが、「岩手県森林審議会運営規定」第7条の規定に基づいて、各部会からの報告をお願いしたいと思います。初めに「林地保全部会の審議結果」につきまして、伊藤部会長からよろしくお願いいたします。</p>
林地保全部会 (伊藤幸男委員)	資料No.1により報告
佐藤議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご報告に何かご質問等ございましたら、よろしいですか。</p> <p>それでは次に「松くい虫対策部会の審議結果」について山中部会長からご報告をお願いいたします。</p>
松くい虫対策部会 (山中委員)	資料No.2により報告

佐藤議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>それでは次第の「4 議事」に移りたいと思いますが、準備のため暫時休憩させていただきます。そのままでお待ちください。</p>
佐藤議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>森林法第6条第3項の規定により、知事から意見が求められております。</p> <p>第1号議案、大槌・気仙川地域森林計画（案）について、第2号議案久慈・閉伊川地域森林計画変更計画（案）について、第3号議案北上川上流地域森林計画変更計画（案）について、第4号議案北上川中流地域森林計画変更計画（案）について、以上4議案を一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
砂子田森林整備課 総括課	第1号議案「計画区概況」資料No.3-3により説明
泉森林整備課計画担当 課長	第1議案「計画（案）概要」資料No.3-4、 第2～4号議案「変更計画（案）」資料No.4～6及び 「パブリックコメントの結果報告」資料No.7により説明
佐藤議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの説明にご意見ご質問ございましたらよろしく願いをいたします。よろしいですか。</p> <p>私からなんですけども、例えば、間伐の実行計画材積も含めて、やはり、すごく乖離がある状況が続いていますので、国の方にもそういった形で、色々要望といいますか、要するに計画量を定めるにあたって国の計画量、これをできるだけ現実に近づけるような形でやっていけないかというようなことを申し入れていただければなと思います。</p> <p>間伐で70万立方ということは、岩手県の素材生産量の半分を間伐でやってしまうというような、そういう数字ですので、なかなか委員の皆さんも、意見を出しづらい中身になっているのではないかなと思いますので、会長の要望として、国にもそういった話をしっかりとさせていただけるようにお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。はい、どうぞ。</p>
若生委員	<p>今、森林を皆伐して使っていく時期になっているということで、その再造林が進められているのは存じ上げておりますけれども、植えた後の最初の数年の手入れというところしっかりと人手とかお金がかけられるようにというところを、所有者さんの方で、なかなかそれができない状況というのが多く見受けられるように、地域においても感じておりますので、植えた後の数年間のしっかりした管理ができるような、そのような計画の細部のところの見守りというか、どういうふうにとというのはちょっと具体的に私もわからないんですけれども、その辺まで含めての計画の方をお願いしたいなと思います。以上です。</p>

佐藤議長	事務局何か。 はい、どうぞ。
砂子田森林整備課総括課長	はい。今ご指摘ありました通り、再造林した場所の手入れという課題につきましては、我々も十分認識しているところでございます。 まずは植えた後には下刈りが必要でして、その下刈りだけではなくその後さらには除伐というような作業も必要になってきますし、当然その後は除間伐、間伐と手入れをしていかないと人工林はきちんと育てていかないと、公益的機能もきちんと発揮されていかないとというのはその通りでございますので、今なかなか補助制度を使わないとかかる経費が賄えないということで、所有者さんの方でも二の足を踏んでしまうという状況があるのも事実でございますけれども、我々もその通り活用できる事業をきちんと手当てをしながら、できる限り、そういった手入れが行き届かない森林が作られないような形で、しっかりと取り組みを行って参りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。
佐藤議長	よろしいですか。 それでは他にご意見ご質問ございましたらお願いをいたします。はい、どうぞ。
山中委員	資料 7 の最後にあったパブリックコメントの結果のところなんですけれども、意見がゼロであったということで、これをよしとするのか、そもそも誰も皆さんこういう計画に興味がないだけなのかというところがあるかと思うんですけれども。 そのあたりのこの結果の点をどのようにお考えかということと、私はもしかしたら後段の方の興味がないのかなとかいう気もするので、やはり広く皆さんに森林というか、森林の計画というか森の管理のことは興味持ってもらうことは大事かと思っておりますし、そういう点の何か、今後ちょっとこれのゼロを踏まえての何かお考えとかあればお知らせください。
佐藤議長	はい、どうぞ。
砂子田森林整備課総括課長	今ご指摘のありました通り、このパブコメがなかなか出てこないというのは今年だけではなくて、ここ数年なかなか出てこない状況にあるわけですが、確かに地域森林計画というのが毎年これは県内を五地域にまわして編成していくわけでした、県の計画とかですと何年かに一遍ということで非常に広報もしたりしてパブコメも頂戴したりするわけですが、地域森林計画は毎年あるということで、なかなか皆さんに興味がないのかどうか、あと中身も結構この通り難しい中身になってございまして、そういった中で林業を、今後どのようにして地域の林業を進めていくかというところの根幹となる計画でございますので、あらゆる機会をとらえて、我々林業全般の広報活動もそうなんですけれども、こういった地域森林計画に係るパブコメも含めて、やはり広報していかなきゃ駄目だなと。そして一般県民の方に森林のあり方も含めて周知していかなければいけないというのは、いろんな場面で我々も頂戴してるところなので、今後もそういったところに意を用いて、きちっとPRしていきたいと思っておりました。 よろしくお願いたします。
山中委員	ありがとうございました。

	よろしくお願ひします。
佐藤議長	他にどなたか、ご意見ご質問。はい、どうぞ。
伊藤幸男委員	<p>伊藤です。ご説明ありがとうございます。</p> <p>計画書の 24 ページの天然更新に関わる場所なんですが、将来の森づくりに向けての指針として非常に重要になるかなと思っております。今後やはり労働力のことも含めてどこを再造林し、どこを天然更新していくかというのは、非常に大事な問題になってくると思うかなと。承知されていると思いますけども。</p> <p>そのときに、どこを再造林し、天然更新はどういう森を天然更新していくかという、指針として示されてはいますけども、より現場の方、森林組合が経営計画を組むといったような段階のときに、ガイドラインになるようなものが用意されていくのか、或いはゾーニングというのが将来的にはいいのかなって思いますけども、今のところでどういった考えをお持ちかというのをちょっと教えていただければと思います。</p>
砂子田森林整備課総括課長	<p>天然更新のお話、あと再造林にも関わる場所なんですけれども、今、特に人工林を伐採した後の再造林につきましては、基本的にはまずは所有者さんのご意向というのが一番働いてくるというのが現実なところでございまして、我々も今までスギの適地であれば、その次もスギがいいんだろうと、基本的にはそういう形、あとは標高の高いところだと、もちろんカラマツ・アカマツというところを植え替えていくという部分になるかと思うのですが、現在の実情を申し上げますと、先ほどの資料にもありました通り、当県では主要樹種として今利用が非常に盛んであるカラマツを植える実態が多くあるということで、これも実際のところは所有者の方のご意向、或いは林業事業者の方々のご意向が非常に多く働いているというのが現状かと思ひます。</p> <p>一方でやはり再造林率はまだ低いというか上がってきているんですけども、まだ全部が再造林されていないという状況の中で天然更新を選択している場所もございまして、天然更新に関しましては周辺に有用な更新を図る樹種があるとか、切ったところからやはり萌芽が期待される高木性の樹種が生える確率が高いところだとかいう、天然更新に関する基準がありますので、そういったところをしっかりと現地で把握しながら、ここであれば天然更新がはかれるというような状況をきちんと見極めて、それは県であったり市町村であったり、そういったところで適地適木をきちんと把握しながら指導していくことが今まで以上に必要になってくるんだろうと思ひてございませぬ。</p> <p>我々もその人工造林の伐採跡地には再造林を基本としまして、いろいろその適地に合ったような指導も、現地での普及員を中心に行っていきたいと思ひましたので、またそういった形でのアドバイス等もいただきながらやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
佐藤議長	<p>よろしいですか。</p> <p>他にどなたかございませぬか。はい、どうぞ。</p>

佐藤美加子委員	<p>佐藤です。</p> <p>大槌・気仙川地域森林計画書の案の中の、4 ページですね、造林のところ実績があるんですけど、人工造林の面積 1380 の計画に対して 428 ヘクタールが実行されたということで、今後の計画案の中での 9 ページですね、造林間伐面積というところ。前期は人工造林 1600 ヘクタール、後期は 2250 ということで上向きの計画であるということですが、この実績は確かに 1000 はいかなかったんですけど、計画では 1000 を超えるような計画箇所が今現在あるものなのか、計画だけなのかというのと、あと人工造林地がまず上回ってるってところで、今現在造林されていない伐採跡地の面積が多いから、そこも入れるという計画なのか。そこら辺ちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。</p>
砂子田森林整備課総括課長	<p>今計画書の中の造林、特に人工造林面積のところのお尋ねかと思うのですが、確かに実行から見ますと、かなり計画量が多くなっているということで、先ほど会長の方からもご指摘あった通り、本計画は国が樹立する全国森林計画に即しての樹立が求められていて、国の方からこの全国森林計画の計画量を達成するために必要な計画量というものの方が求められているということで、そこを勘案した中でこの人工造林の計画量というものが定められているということ、まずもってご理解いただきたいと思っておりました。</p> <p>この計画につきましては、先ほど会長の方からは国の方へも要望をしっかりと伝えるようにというお話があった通り、地方の計画量の調整の裁量が与えられておりませんので、例えば地域の労働力であったりとか、地域の実際に植栽によらなければならない面積から持ってきたものではない計画量がここに掲載されてしまっているというのが実態としてございますので、我々としては先ほど会長からお話ありました通り、国ともですねそこら辺をお話しながら、この計画量をもう少し実態に合った部分に近づけていけないか、というのを含め考えていきたいと思っておりました。</p>
佐藤議長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
泉森林整備課計画担当課長	<p>補足的に。沿岸南部の方はシカの被害がかなり多くて、なかなか再造林の方に行かないというような部分があります。</p> <p>ですけども、その中でやはり再造林進めていかなければならないというようなことで、やはり造林コストを低減するために、例えば低密度植栽であるとか或いは一貫作業。こういった再造林技術をうまく普及していきながら、何とか造林面積確保していきたいというふうに考えておりますので、参考までに申し添えます。</p>
佐藤議長	<p>はい。</p> <p>他にどなたかございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは他にご意見もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。</p> <p>第 1 号議案から第 4 号議案について原案を可とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし

佐藤議長	<p>ご異議がないようでございますので、原案に異議がない旨を、当審議会の意見とすることといたします。</p> <p>なお、知事への意見の文書につきましてははですね、当職に一任をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは以上をもちまして議事を終了し、進行を事務局にお返ししたいと思います。</p> <p>委員の皆様にはご協力大変ありがとうございました。</p>
事務局	<p>佐藤会長には議事進行いただきありがとうございました。</p> <p>次に、森林・林業情勢報告に移ります前に、ここで若干の休憩に入らせていただきたいと思います。</p> <p>10分ほど休憩とさせていただきますと存じます。再開は、14時45分からの再開とさせていただきます。</p> <p>それではご休憩よろしくお願いたします</p>
	<p>以下、森林・林業情勢報告を行い、閉会</p>